

「篠原地区公園 設計業務及びサウンディング業務委託」 仕様書

1 業務目的

篠原地区公園は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む2.5ヘクタールの敷地を都市公園（地区公園）として整備する。

令和3年度、（仮称）篠原地区公園整備基本計画を策定し、本公園の基本コンセプトを「次世代へつなぐ創造の森」と定め、遊具や芝生広場などの配置、子育てや学びの場となる複合的な機能を有する施設を核に、防災面にも配慮し、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた、誰からも愛される公園を整備する方針を決定した。

令和4年度には、（仮称）篠原地区公園設計基礎調査及びサウンディング業務委託を実施し、公園の基本ゾーニング及び空間コンセプト等について検討し整備における課題を整理したほか、公民連携による整備運営手法について検討するサウンディング調査を実施した。

本業務は、過年度業務の成果に基づき、公園部分についての設計及びサウンディング調査を実施する。

2 事業用地概要

都市公園 篠原地区公園計画区域（山梨県甲斐市篠原地内）

別紙「事業位置図」参照

所在地	山梨県甲斐市篠原地内
敷地面積	25269.74 m ²
区部区域	市街化区域
用途地域	第一種居住地域
容積率	200%
建蔽率	60%（都市公園法の建蔽率の基準2%+体験学習施設10%）
防火地域	指定なし（建築基準法 第22条区域）
防災拠点	一時避難地（整備後に指定予定）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）まで

ただし、次に掲げる設計業務の成果については令和5年12月28日（木）までに提出すること。なお、前金を除く支払いは全ての業務成果納品後とする。

(1) 準備工（公園整備により不要となる既存樹木やフェンス等の構造物の撤去）の発注に必要となる図書。

(2) 造成工及び配管工（給排水設備及び電気設備に関するもの）の発注に必要となる図書。

なお、上記成果品の提出により業務遂行に不都合が生じる場合、市と協議のうえ提出する成果品の内容を変更できるものとする。

4 業務委託内容

本業務の主な作業内容は以下のとおりとする。

(1) 公園設計業務

業務範囲は、別紙位置図に示す西区画・イベント広場を除く約 1.9ha 相当とする。なお、イベント広場接合部の業務区分については、市及び別途発注予定の建築設計業務の受託者と協議するものとする。

① 公園・駐車場等の設計説明書及び設計図書の作成（基本・実施）

② 公園・駐車場等の工事積算書及び工程計画書（工区分け設定案含む）

空間計画（公園内に建築物（体験学習施設、屋根付き広場、便所 等）や、遊具等の公園施設を別途発注予定の建築設計業務の受託者と調整の基、配置案を計画すること。）、造成計画、駐車場、その他設備を含めた公園の整備を行う。なお、今回の業務は建築物及び遊具の設計は含まない。

公園内の芝生広場・施設や植栽の選定及び配置については、利用者への安全性を重視するとともに、令和5年度発注予定の建築物設計業務を受託した業者と調整すること。設備のメンテナンス事項とコストの想定及び縮減、並びにカーボンニュートラルのため工夫等検討すること。

(2) サウンディング支援業務

- ① 事業者等サウンディングの実施
- ② マネジメント手法の検討(指定管理、Park-PFI 等の公民連携手法)
- ③ 公民連携に関する事業スキームの立案
- ④ 施設の維持管理及び運営に関する事業費の算出(使用料等の考察)
- ⑤ 公園施設の運営事業者公募に係る与条件の整理

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 設計業務は、(仮称)篠原地区公園設計基礎調査及びサウンディング業務委託の成果(別紙1)及び提示された設計と条件(別紙2)及び適用基準等に基づき行う。
- ② サウンディング業務は、(仮称)篠原地区公園設計基礎調査及びサウンディング業務委託の成果及び適用基準等に基づき行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市担当者に提出すること。

- ① 業務着手時
- ② 市担当者又は、管理技術者が必要と認めたとき

(3) 適用基準等

本特記仕様書は、山梨県県土整備部設計業務等共通仕様書という特記仕様書で甲斐市が発注する「篠原地区公園 設計業務及びサウンディング業務委託」に適用する。

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

- ① 法令
 - ・ 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 - ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）

② 条例等

- ・甲斐市都市公園条例
- ・甲斐市緑のまちづくり条例

③ 各種基準

ア 調査、設計及び施工関連基準

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説

イ 施工関連資料

- ・建設工事安全施工技術指針

ウ 保全関連基準

- ・建築保全業務共通仕様書

エ 建設リサイクル関連資料

- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について

オ その他各種の基準、指針等

- ・建築工事標準仕様書／同解説
- ・日本産業規格（JIS）
- ・社団法人日本電気工業会標準規格（JEM）

6 業務成果

本業務成果については、下記の内容を一式の成果品として納品することとする。なお、発注者と十分な協議の上、提出するものとする。

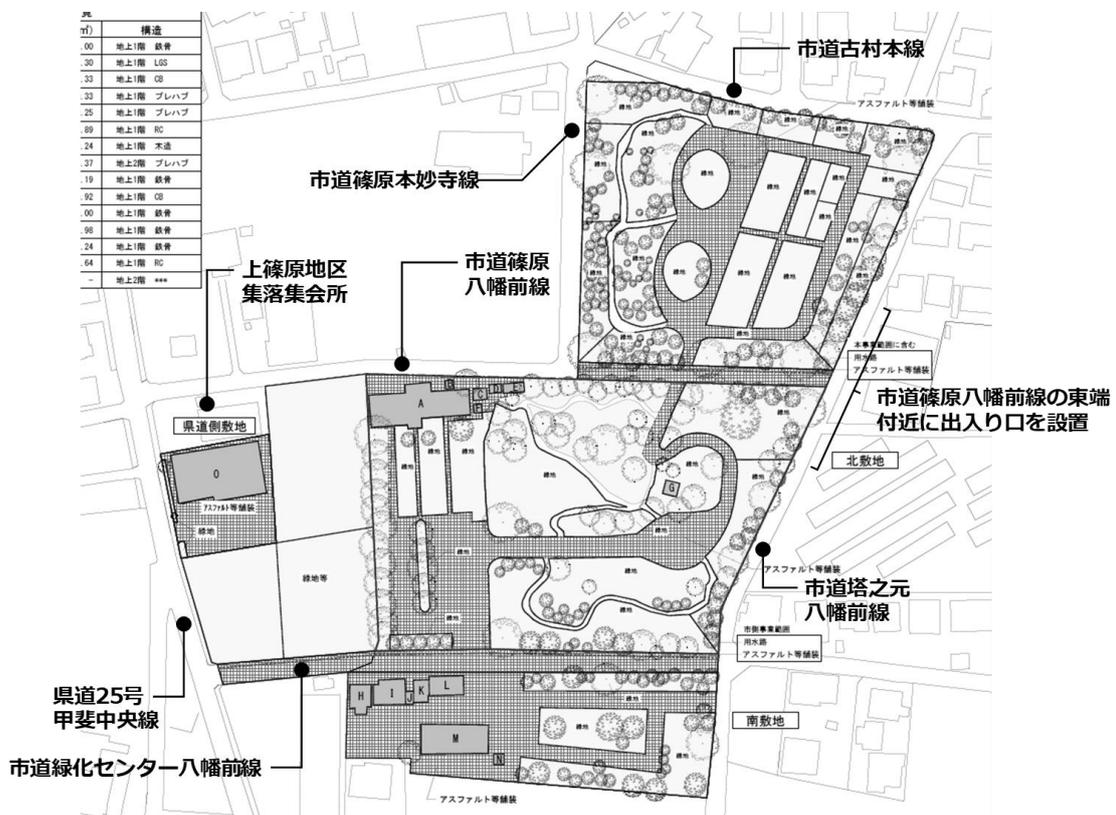
<p>■設計</p>	<p>■基本設計図</p> <p>■基本設計説明書</p> <p>■工事費概算書（基本設計時点）</p> <p>■仕様書</p> <p>■平面図（造成、撤去、舗装、植栽、雨水、照明、給水等）</p> <p>■縦断、横断（造成、舗装、雨水、污水）</p> <p>■詳細図</p> <p>■公園全体設計図</p> <p>■工事費概算書（最終成果時点）</p>
<p>■追加的な業務</p>	<p>■イメージパース</p> <p>■積算数量算出</p> <p>■単価作成資料</p> <p>■見積検討資料（見積徴収）</p> <p>■概略工事工程表（工区分け設定案含む）</p> <p>■打合せ記録等</p>
<p>■サウンディング</p>	<p>■サウンディング支援業務実施報告書</p>

7 特記事項

- ① 過年度業務の成果に基づき、篠原地区公園の公園部分についての設計を行うこと。
- ② 本業務における建築物とは、体験学習施設、便所、倉庫、屋根付き広場、東屋をいう。なお、これらによらない建築物が本事業遂行に伴い発生する場合は、「4 業務委託内容の空間計画」に含めるものとし、詳細な形状、配置及び計画については、別途発注する建築設計業務の業務内容とする。
- ③ 公園区域内の既存樹木については、公園計画に支障のない範囲で可能な限り維

持すること。また、キンラン・ギンランの生息地は維持すること。

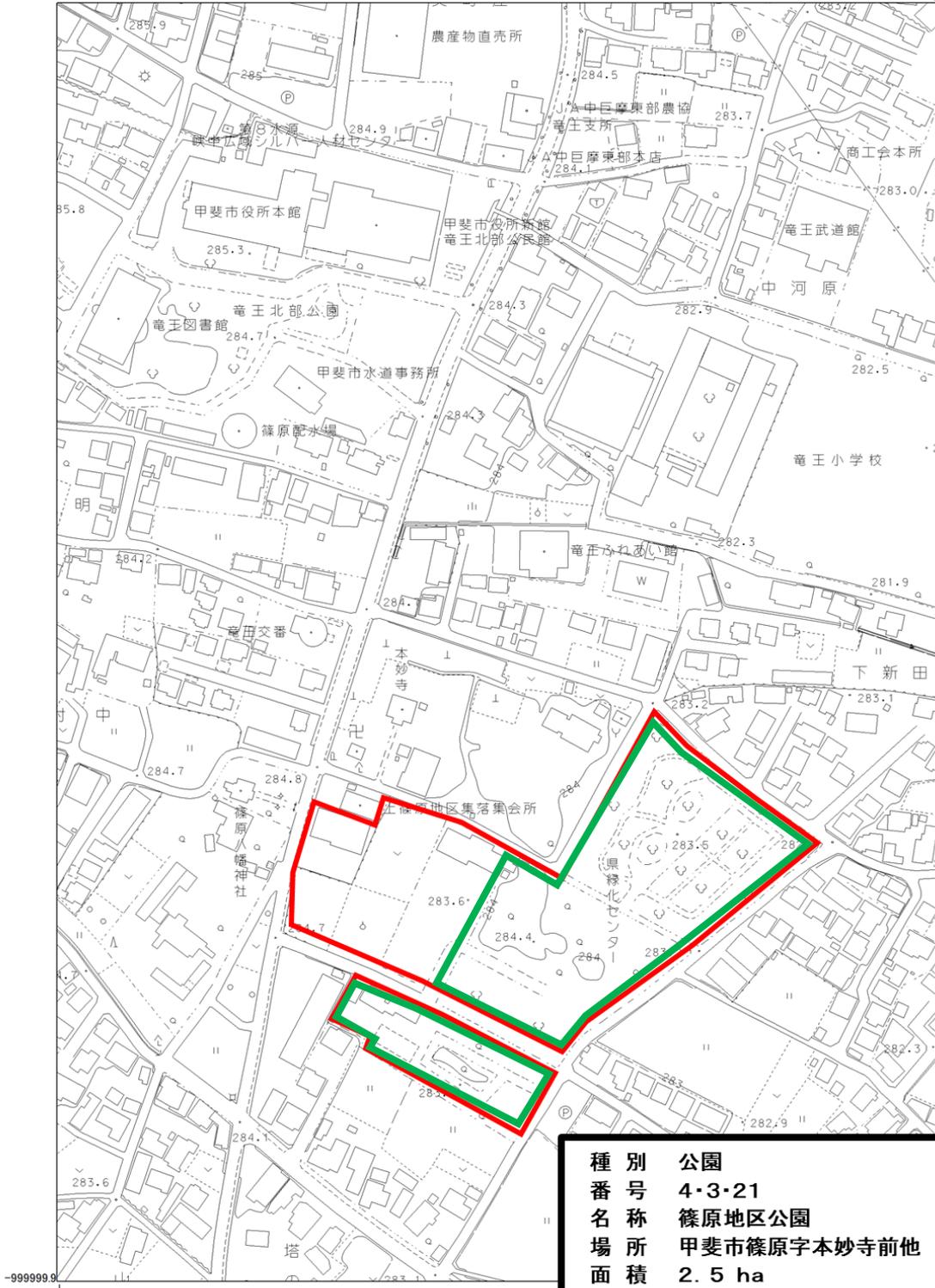
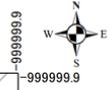
- ④ 市道篠原八幡前線（北区画・中央区画間の市道）の一部（公園区域に含まれる部分）については廃道とする。なお、廃道とする市道と同様の機能を有する歩行者空間を整備すること。具体的には市道塔之元八幡前線沿いに公園出入口を設け、当該出入口から市道篠原八幡前線に抜けられる園路を設けること。当該出入口は廃道とする篠原八幡前線の東端付近に設けること。また、既存水路の改修計画（暗渠化等）についても本業務に含むものとする。
- ⑤ 市道緑化センター八幡前線（中央区画・南区画）の一部（公園に接する部分）については、市で既存水路の暗渠化及びアスファルト舗装を行い、幅員9.5mの道路整備を行う。
- ⑥ 公園内における建築物（体験学習施設 等）について別途設計業務等の発注を予定している。なお、本業務の実施にあたっては、建築物設計業務等を受託した事業者と調整を図ること。なお、本業務において決定する建築物の配置箇所については、市で地質調査（ボーリング調査）の実施を予定している。
- ⑦ 本業務には工事監理は含まれていない。



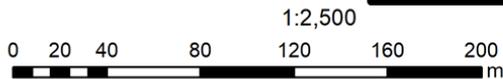
8 その他

- (1) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本業務の成果品は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 市が所有する関連データは、市が妥当とする範囲内で、受託者に無償で貸与する。なお、業務完了後は速やかに返却すること
- (10) 事業に関する問い合わせ等に対しては、市と連携し、適切な対応をすること。
また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すると共に、市に報告すること。
- (11) 受託者は、本委託業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
本契約期間終了後においても同様とする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定する。

4・3・21 篠原地区公園



999999.9
666666.6



	凡例
	公園区域
	業務範囲